

福井市公共工事における「福井市工事請負契約約款第25条（スライド条項）」 の適用について

1. 「福井市工事請負契約約款第25条（スライド条項）」の適用

市発注の公共工事のスライド条項の適用等については下記の表のとおりとします。

項目		全体スライド (約款第25条第1項 および第2項)	単品スライド (約款第25条第5項)	インフレスライド (約款第25条第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通知日時点で継続中の工事および新規契約工事)	すべての工事 ただし、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事(運用通知日時点で継続中の工事および新規契約工事)
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から、12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材 (鋼材類、燃料油類、アスファルト、生コン等主要な工事材料)	運用通知に基づく賃金水準の変更がなされた日以降の工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (ただし、全体スライドまたはインフレスライドと併用の場合、全体スライドまたはインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用)
	再スライド	可能 (全体スライドまたはインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (運用通知に基づく賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)